



講師委任契約書

第1条(趣旨・目的)

ちゃんと勉強会(以下「甲」という)、と (以下「乙」という)は、甲が立案又は宣伝する勉強会、セミナー、イベント、体験会、スポーツ等による地域の活性化及び高齢者のボランティアの場の提供や青少年の健全な育成を目的とした学習事業(以下「本事業」という)に関し契約を締結する。

甲は、本事業を通して様々な人と人との交流とつながりを創出し、正しい見識に基づいた安全で豊かな地域社会の構築を目的とし、乙は甲の目的を十分に理解し協力して活動することとする。

第2条(事業の内容)

本事業の主催者は原則乙とし、甲は、乙が講師となる本事業の実施をサポートし、会場の設営、宣伝等を行う。

甲は、宣伝のWEBサイトやチラシ、ポスター等を甲の責任において独自の判断で作成することができる。乙は、甲の事前の承諾を得て、甲の名前を使用して本事業の宣伝を行うことができる。

また、会場の設営並び宣伝等は全て甲の判断で行うものとし、乙は甲に対して会場の設営や人員の配置、宣伝等につき指示・命令や依頼は一切行ってはいけない。但し、甲の判断において甲が乙の指示・命令や依頼を承諾している場合は例外とする。

第3条(費用)

本事業の会場使用料及び宣伝に関わる費用は甲が負担する。
また、本事業開催にあたり、乙として費用(資料代、原材料代、保険代等)の徴収が必要である場合は甲の事前承諾を得て、参加者に対し費用の案内を行うことができる。この場合の費用の徴収方法については、甲乙の協議の上決定するものとする。

第4条(機材・備品)

乙は甲に対し、機材の使用について事前に申し出を行い承諾を得るものとする。使用できる機材・備品は、開催施設に常備している機材・備品または甲が所有している機材・備品、乙が所有し会場持ち込む機材・備品のいずれかとする。

第5条(参加者の募集)

本事業の参加者の募集は、甲乙協力の上行う。特に甲は主体的かつ積極的に行うものとする。
但し、参加者数については甲はその責任を一切負わない。

第6条(個人情報の取り扱い)

甲は、甲の定めるプライバシーポリシーに従い、本事業に関して得た参加者の個人情報を乙及び第三者には提供しない。
ただし、本事業開催にあたり、乙が独自に取得した個人情報については、甲の権限は及ばない。

第7条(本事業の開催方法 休講等)

1. 開催期間

本事業の開催期間は、最長3か月とする。

2. 休講

本事業単位で最低催行人数を定め、最少催行人数に達しない場合は休講とする。また天災等その他やむを得ない事情により開催不可能と甲が判断した場合は、休講とする。

休講となった場合の参加者への連絡は甲が書面、電話、電子メール等により行う。

3. 乙によるキャンセル

乙が病気等のやむを得ない事情により本事業の講師をキャンセルする場合は、事前に甲の承諾を得るものとする。乙が甲の許可無くキャンセルした場合、甲は乙に対し第8条(禁止行為)の基づき反則金を請求する。

4. 甲乙の遅刻

甲乙共に、本事業開催にあたり遅刻をする場合、開催時間15分前までにそれぞれの連絡先に連絡しなければならない。

第8条(禁止行為)

会場における禁止行為及び本契約における禁止行為は以下の通りとする。禁止行為を行った場合は、乙は甲に対し、反則金10万円を支払う、又は、甲が必要と判断した場合は、甲は警察等取締機関に通報するものとする。

1. 本契約の再委託

甲の承諾なく、本契約を乙以外の第三者に再委託することは一切禁止する。

2. 会場での飲酒

3. 会場での喫煙(休憩中の喫煙可能エリアでの喫煙は可)

4. 営利活動

会場において、金銭の生じるいかなる営利活動・営業活動は禁止する。

5. 費用の利益化

利益取得を目的とした参加者からの費用徴収は一切禁止する。

6. 本事業の無断キャンセル及び無断休講

甲の承諾なく本事業をキャンセル及び休講させてはならない。

7. 批判及び中傷

乙は、甲及び本事業を批判をしたり、他の講師及び甲の関係者の中傷をしてはならない。

甲は、乙及び乙の事業の批判をしたり、乙の関係者の中傷をしてはならない。

8. 犯罪行為及び脅迫行為

本事業開催にあたり、法に反した行為、社会通念上一般常識から逸脱した行為を行ってはならない。

また、参加者に対し、脅迫による参加の強要や物品の販売等を行ってはならない。

9. 本事業開催後の誠実義務

本事業開催後も乙は本事業を通して交流する事となった参加者に対し誠実に対応しなければならない。本事業開催後に参加者から甲に対し、乙が誠実義務を履行していないとの連絡があった場合、甲は本条の禁止行為について乙に確認し警察等取締機関に通報する等の対処をすることができる。

第9条(講師の対価)

本事業は、ボランティアの市民勉強会、学習会等として運営する。従って甲は乙に対して一切の講師としての謝礼、対価は支払う義務を負わない。また、乙は甲に対し、いかなる理由であっても対価や謝礼等

の金品を要求してはならない。

第10条(責任)

本事業の開催中に生じた事故、問題については、乙の責任において処理する事とし、甲は一切の責任を負わない。さらに、本事業開催中において問題・疑問等が生じた場合は、乙は甲の指導や助言を受けることができるものとする。

乙の本契約違反によって、甲が損害を受けた場合、甲は、その実損害額の賠償請求を行う。

第11条(著作権やノウハウの保全)

① 甲は、本事業を通じて知り得た、乙の持つ著作物やノウハウを、乙の承諾無く第三者に漏らしてはならず、本事業において乙の著作権やノウハウの保全に努めるものとする。

② 乙は、他著作権の及ぶ他人の著作物を使用して本事業を開催してはならない。本事業において著作権に関わる疑義が生じた場合は、乙の責任において対応することとし、甲は一切の責任を負わない。

第12条(契約の解除)

乙の指導能力が著しく劣っていたり、講師として不適格と認められた場合には、契約期間中であっても、甲は本契約を解除することができる。

乙が本契約の条項の一つにでも違反する場合、甲は、乙に通知催告手続きをとるとなく、本契約を解除できるものとする。

乙のほうから契約を解除したい場合は、契約を解除したい日の 30 日以上前に甲に通告しなければならない。

なお、本契約解除により生じた損害については、甲は賠償の責めを負わない。

第13条(協議)

この契約書に約定しない事項について約定する必要がある時、又は、この契約書に約定する事項について疑義のある時は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

第14条(信義誠実の原則)

甲及び乙は、信義を重んじ誠実にこの契約に定める各条項を履行しなければならない。

本契約成立の証として本契約書2通を作成し、甲乙は署名押印の上、それぞれ1通ずつ保管する。

西暦 年 月 日

甲)

東京都府中市四谷1-6-1-2F

ちゃんと勉強会設立準備会

代表理事 長岡 誠治

印

乙)

印